

企業の皆さんへのお願い

■ 企業のCSR活動の一環としてご協力をお願いします

CSR (Corporate Social Responsibility) とは「企業の社会的責任」を意味し、一般的には、社会貢献活動やボランティア、寄付、法令順守などを指します。

CSR活動のメリットは、企業価値の向上や維持・利害関係者との信頼関係の強化・社会的評価の向上などが期待され、企業利益拡大につながるものです。

当センターの設立趣旨にぜひご理解をいただき、犯罪被害者等の支援活動にご協力をお願いします。

具体的には

- ・当センターの賛助会員（応援サポーター）になってもらう。
- ・商品売り上げの一部を寄付してもらおう。
- ・社員の方々が寄付をしてもらおう。
- ・寄付型自動販売機を置いてもらおう。
- ・イベント開催時に募金箱を置いてもらおう。
- ・企業内で犯罪被害相談窓口を設置してもらおう。
- ・当センター職員による講演を開催してもらおう。
- ・企業内で広報用パネルを展示してもらおう。

■ 賛助会員とは

賛助会員とは、当センターの事業の趣旨に賛同し、財政的な面から支えていただく会員で、団体と個人の2種類があります。

賛助会員の皆様から賜ります賛助会費や寄付は、当センターの事業運営の経費に充てさせていただきます。

主な活動

電話相談・面接相談



専門的な研修を受けた支援員等による相談を行います。

病院、裁判所等への付添

必要に応じて、自宅訪問、警察、病院、検察庁、裁判所等へ付き添います。

支援員の養成・研修



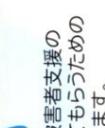
支援員等の技術向上を図るため、研修を行います。

関係機関との連携



警察、県市町等の関係機関と連携し、被害者の立場に立った支援を行います。

広報啓発活動



被害者の置かれた現状と被害者支援の重要性を社会全体に認識してもらうための広報啓発活動を行います。

■ 賛助会員になるための手続きは

当センターでは、現在、広く賛助会員を募集しております。賛助会員のお申し込みは、当センター宛て、お電話またはメールでお願いします。

- 賛助会員（年額）
 - 団体 10,000 円 個人 2,000 円
- 振込先
 - ゆうちょ銀行 (店名) 二二八 (店番) 2 2 8
 - 百五銀行県庁支店 (普通) No. 2 5 4 6 2 4 4
 - 第三銀行津駅前支店 (普通) No. 2 1 5 4 4 1
 - 三重銀行津支店 (普通) No. 2 2 5 5 0 2 1
 - 振込手数料は、当センターが負担します。

課税優遇措置の 当センターは、公益法人の認定を受けていますので、会費や寄付を納入された方は、その金額に応じて、個人または法人の所得から一定額を控除するなどの税制上の優遇措置が受けられます。



三重県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター
 〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル2階
 ☎ 059-213-8211 FAX 059-227-4755 URL <http://shien.sub.jp>
 E-mail : mie-hanzai-higaisya@river.ocn.ne.jp

相談専用電話 **059-221-7830**



※このパンフレットは、日本財団からの助成を受けて作成しています。

もし、あなたの会社の社員が犯罪の被害にあったら

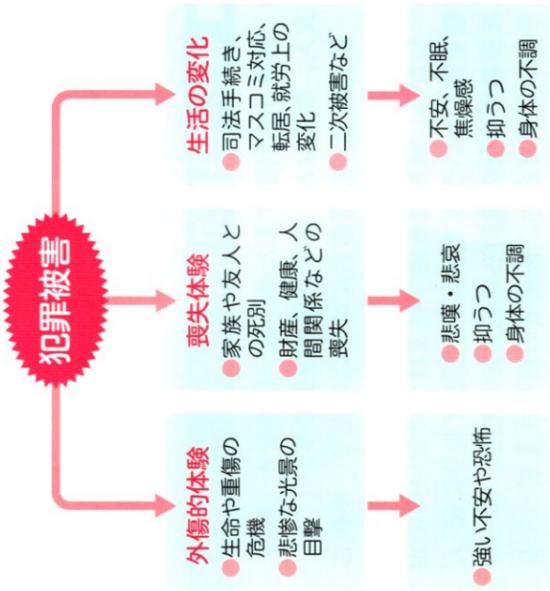
犯罪の被害に遭うということ

私たちの身の回りでは、毎日のように事件や事故が発生しています。

その一方で、被害に遭われた方やその家族・遺族の方々は、大切な人の命を奪われる、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけではなく、被害後生じる様々な問題に苦しめられています。

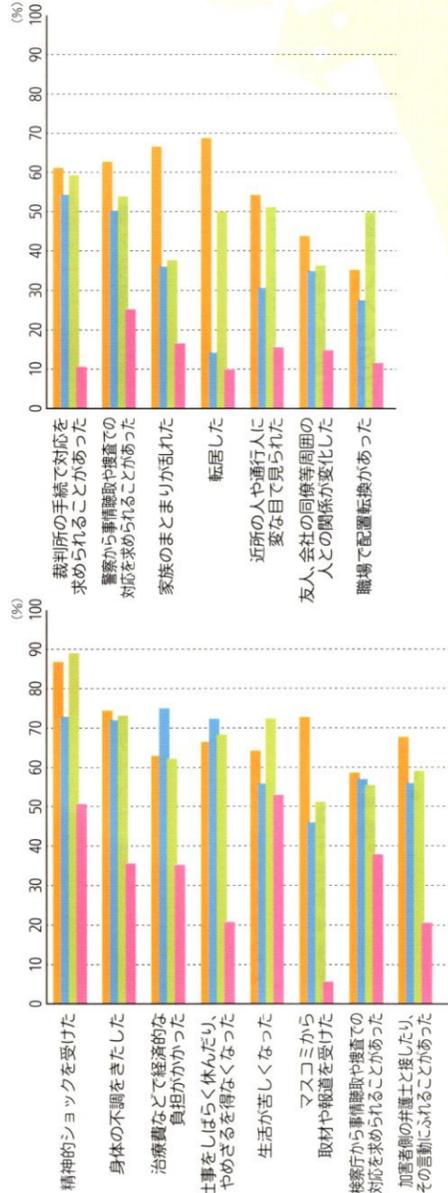
しかし、このような問題に対して、本人だけで解決することは一般的に困難であることが多く、そこで被害に遭われた方々の主体性や自己決定を尊重した、第三者による支援が必要となるのです。

そのため、犯罪被害者支援は、被害に遭われた方々が個々の事情に応じて適切に、かつ、再び平穏な生活を取り戻すまで継続的に行う必要があります。



■ 被害後生じる様々な問題 ～ 二次的被害 ～

被害後生じる様々な問題を総じて「二次的被害」と言います。二次的被害の具体例は次の通りです。



事件後に上記のような出来事があったとすると被害者のうち、当該出来事を「被害の一部であると非常に強く思う」と回答した者の割合（無回答者は、外数として扱っている。）

※警察庁犯罪被害者支援室「警察による犯罪被害者支援ホームページ」より

会社にしかできない支援があります。 被害者への声かけ、職場復帰へのサポート

会社の理解が
安心と復帰に
つながった

身近なかかわり、声かけが被害者の助けになります。
また、会社に迷惑をかけている罪悪感を軽減して、復帰しやすさ
にもつながります。そのために…。

■ 会社にわかってほしいこと ～被害者の心情や状況～

自分自身や家族が犯罪の被害にあって、こころやかからの問題を負ったとき、社員は…

遅刻や早退、やむを得ない欠勤、
長期の入院・治療

出社できないことや迷惑をかける
ことへの申し訳なさや自責の念



家族の死去や長期入院などによる
時間の拘束と心的ストレス

ストレス等による職場での
仕事の能率の低下

犯罪等の被害に遭うと…

心身のストレスや、会社に迷惑をかけている…との思いから、退職に至ることも少なくありません。
会社は、回復には時間がかかることを考慮し、被害者自身や家族への早い段階での支援が必要です。

■ 被害者感情の受け止め ～被害者を思いやる気持ち何よりも大切～

被害から回復するためには、身近な人（家族、友人、同僚など）の手助けが重要です。

被害者は、好奇の目にさらされたり、中傷されるなど周囲の言動に傷つく場合があります。

しかし、被害者を傷つけてはいけません。距離を置くというのではなく、普段どおりに接し、被害者が自分の気持ちを話し始めたら、ゆっくり聞いてください。被害者の話をさえぎったり批判したりせず、そのまま受け止めることが大切です。

被害に遭われた方や家族・遺族が、周囲に「こうしてほしい」、「手伝ってほしい」と思っていることがあるとしたら、それはどんなことでしょうか。相手の方の立場になって考えてみてください。相手の方を思いやる気持ちが大切です。

たとえば…

- 事件の相談相手
- 病院などへの付添
- 普段の話し相手
- そっとしておく
- 家事や買い物の手伝い

■ 職場復帰の重要性 ～休暇の取得や勤務時間、仕事内容への配慮など～

犯罪被害者等が被害を受けた後も以前と変わらず働ける環境を整備することは…

- 被害者自身が自分の生活を支えるため
- 社会の一員として活動していくため

日頃から、社員への啓発の機会や社内体制の整備などを進めてください。

職場復帰のサポート事例

- パワハラ等の問題と同様に、職場管理者やリporterに対して、被害者に対する対応についての教育や研修を実施する。
- 被害者からの相談や職場に復帰した時、誰が中心になって対応に当たるのかなど職場の受け入れ態勢・環境づくりのための社内体制（相談体制）を整備する。
- 復帰ステップの一例として、時短勤務等も選択肢の一つです。
- 特別休暇制度を設ける。
- 被害者の希望に合わせて勤務日や仕事の内容などについて調整を行う。
- 被害者の「職場復帰支援プログラム」を策定するなど

■ 被害者にどう関わったらよいか

ちょっとした「声かけ」が力になる反面、こころない一言や噂が被害者を苦しめ、退職につながることがあります。被害に遭った社員を孤立させることなく、会社全体で支援に取り組んでいくことが望まれます。

1. 普段どおり挨拶をするなど、日常と変わらない態度で接しながら、暖かく見守ってください。
※被害者の希望に合わせて職場の雰囲気づくりを行ってください。
2. 休暇や遅刻、早退などをとらざるを得ない状況について、まわりの同僚に理解を促してください。不眠など体の調子を整えるために休暇を認めることも心身のストレス軽減に役立ちます。
3. みえ犯罪被害者総合支援センターに相談するように助言してあげてください。無理に勤める必要はありませんが、声かけで、被害者の気持ちは楽になります。
4. 上司や同僚として、どう対処したらよいか、被害者に起こることは何か、など助言や情報が必要な場合は、みえ犯罪被害者総合支援センターにご相談ください。

犯罪被害者等が傷つく言葉

被害に遭われた方や家族・遺族のことを思っかけてかけた言葉でも、傷つける場合があります。

傷つく言葉の具体例

- 「がんばって」、「しっかり」 → こんなに苦しいのに、これ以上がんばれない。
- 「早く忘れた方がいいよ」 → 大事な家族を亡くしたのに、忘れるなんてできない。
- 「助かってよかったね。」 → ショックが大きくて、忘れたくても簡単に忘れられない。
- 「命があるだけましだよ」 → とても怖かったし、今も怖い。つらさをわかってくれない。
- 「思ったより元気だね」 → 本当はつらい。人前では平気そうに振る舞っているだけに。



周囲の人がはげますつもりで言った言葉でも、被害にあって苦しんでいる人は、さらにつらい気持ちになることがあります。

「『つらかったでしょう』などの同情の言葉をかけられる」「『運が悪かった』などと偶然を強調される」ことは、どちらも5人に1人が気分が楽になったと答える一方で、同じ言葉で同程度の人が傷つけられたと答えています。

■ 被害を受けた人への支援

三重県には犯罪被害者等への支援を専門に行う「公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター」があります。

当センターは、電話・面談で相談を受けたり、日常生活の支援、病院や警察、裁判所への付き添いなどの各種支援を行い、社会全体の犯罪被害者支援意識の高揚、犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減に資するとともに、支援活動を通じて地域の安全に寄与することを目的として設立されました。

当センターでは、県内の行政(国、県、市町)・公的機関(警察をはじめとする刑事司法機関、医療・福祉・教育の各機関等)・被害者支援団体(弁護士会、法テラス、臨床心理士会等)とお互いに協力するたのめネットワークをつくり、様々な支援のコーディネートを行うなど、民間ならではの支援を行っています。

被害を受けた方や家族・遺族の方々が再び平穏な生活を取り戻すためには、途絶えることのない、多種多様なきめ細やかな支援が必要です。